

厚生労働大臣が定める掲示事項

(2026 年 8 月 1 日現在)

療養担当規則に定める、厚生労働大臣が定める掲示事項(掲示事項等告示第1関係)に基づく掲示事項のうち、下記の項目

- (1)入院基本料に関する事項
 - (2)厚生労働大臣が指定する病院に関する事項
 - (3)地方厚生(支)局長への届出事項に関する事項のうち、入院時食事療養費に係る事項
 - (4)明細書の発行状況に関する事項
 - (5)保険外負担に関する事項のうち、室料差額および 180 日超の選定療養費に関する事項
- ※その他の保険外併用療養費については別紙『保険外料金一覧表①および②』参照

1.入院基本料について

当院の看護職員(看護師及び准看護師)と看護補助者の病棟毎の配置は以下の通りです。

【2 階病棟】 急性期病院 B 一般入院料(急性期一般39床+脳卒中ケアユニット)

1 日に 23 名以上の看護職員が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次の通りです。

◆朝 8 時 30 分～夕方 17 時まで

看護職員 1 名あたりの受け持ち人数は一般病棟 7 人以内／脳卒中ケアユニット病棟 3 人以内です。

◆夕方 17 時～朝 8 時 30 分まで

看護職員 1 名あたりの受け持ち人数は 14 人以内です。

◆看護要員の配置:看護職員 40 名・看護補助者 8 名

【3 階病棟】 急性期病院 B 一般入院料 38床

1 日に 17 名以上の看護職員が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次の通りです。

◆朝 8 時 30 分～夕方 17 時まで

看護職員 1 名あたりの受け持ち人数は 7 人以内です。

◆夕方 17 時～朝 8 時 30 分まで

看護職員 1 名あたりの受け持ち人数は 14 人以内です。

◆看護要員の配置:看護職員 27 名・看護補助者 8 名

【北病棟】 回復期リハビリテーション入院料 1 56 床

1 日に 13 名以上の看護職員が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次の通りです。

◆朝 8 時 30 分～夕方 17 時まで

看護職員 1 名あたりの受け持ち人数は 13 人以内です。

◆夕方 17 時～朝 8 時 30 分まで

看護職員 1 名あたりの受け持ち人数は 26 人以内です。

◆看護要員の配置:看護職員 24 名・看護補助者 17 名

2.入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全体制、褥瘡対策および栄養管理体制について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同し、患者に関する診療計画を策定し、7 日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、適切な意思決定支援、身体拘束最小化対策の基準を満たしております。

3.DPC 対象病院について

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせで計算する『DPC(診断群分類包括評価)方式』に基づき医療費を計算しています。これは、診療行為(手術・処置・薬・検査など)ごとに計算する『出来高計算方式』とは異なり、患者さまの病名や症状、手術や処置などの診療内容に応じて、国で定められた 1 日当たりの定額の点数を基に医療費を計算する方式です。

＜令和 8 年 8 月現在＞

医療機関別係数 1.5339

基礎係数:1.0583 機能評価係数Ⅰ:0.3186 機能評価係数Ⅱ:0.1037 救急補正係数:0.0533

4.【個別の診療報酬算定項目の分かる明細書の発行】について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成 22 年 4 月 1 日より、領収書発行の際に、個別の診療報酬算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

公費負担医療の受給やで医療費の自己負担のない方についても、診療明細書を無料で発行しておりますので、発行を希望される場合はお申し出ください。

尚、明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、家族の方が代理で会計を行う場合も含めて、発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出下さい。

5.入院時食事療養Ⅰ

当院は、入院時食事療養に関する特別管理により食事提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後 6 時以降)、適温で提供しております。また予め定められた日に、患者に対して提示する複数メニューから、お好みの食事を選択できる「選択メニュー」を実施しております。

6.保険外併用療養に関する事項

(1) 特別の療養環境の提供に係る基準に関する事項

患者が希望されて次の部屋(特別療養環境室)に入院された場合は、「室料差額」を頂いております。部屋は個室(1 人部屋)です。使用料は 1 日の税込料金です。

病棟	病室	使用料(1 日)	主な設備
2 階病棟	205 号室	5,500 円	床頭台(テレビ、簡易金庫)、洗面台、ソファ
	206 号室	7,700 円	床頭台(テレビ、冷蔵庫、簡易金庫)、洗面台、ソファ
3 階病棟	316 号室	13,200 円	床頭台(テレビ、冷蔵庫、簡易金庫)、洗面台、ソファ ミニキッチン、バス、トイレ

(2) その他の保険外併用療養費について

別紙『保険外料金一覧表①および②』を参照下さい。

7.入院期間が 180 日を超える入院に関する事項

同一疾患又は負傷により、当該保険医療機関(他の保険医療機関を含む)に通算して、180 日を超える期間の入院(一般病棟)には、入院基本料の 15%を選定療養として、1 日につき 2,577 円(税込)を保険診療分の一部負担金とは別にご負担頂きます。

尚、疾病又は負傷の状態、処置・治療の内容により、対象とならない場合がございますので、詳しくは医事課(入院係)までお問い合わせください。